

# 埼玉県ものづくり I o T 強化支援事業補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）は、県内中小企業者が生産性向上等を図るために I o T を活用する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において県内中小企業者とは、中小企業等経営強化法第2条第1項第1号に規定する者のうち、製造業を営む者、かつ埼玉県内に登記簿上の本店及び主たる事務所を有する者、若しくは埼玉県内に技術開発又は生産の拠点のある者をいう。

2 この要綱において、「I o T システム」とは、I o T の要素技術（センサー・機械出力によるデータ収集・分析、画像処理による判断、収集したデータの解析並びに判断による生産機械制御、RFID等の活用によるトレサビリティ管理等）を組み込んだシステムをいう。

## (補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、前条第1項に該当する者とする。ただし、過去に公社が実施する I o T 関連補助事業に採択され、補助金の交付を受けたことがある者は除く。

## (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、以下の要件をすべて満たすものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 労働生産性向上、現場力向上、物流効率化、技能伝承、企業間のネットワーク連携等に関して、成果指標の設定が可能な事業であること。
- (2) 補助事業期間内に I o T システムを構築し、経営上の改善効果が見込まれる事業であること。
- (3) I o T システムのノウハウについて、県内中小企業への波及効果が見込まれる事業であること。
- (4) 企業連携型事業では、複数の企業間で健全な関係を持って事業が継続的に維持できること。

## (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

## (補助率)

第6条 前条の経費に対する補助率は、一般型事業では1/2以内、企業連携型事業、技能伝承型事業では10/10以内とし、予算の範囲内で理事長の定める額とする。

## (交付申請)

第7条 補助金の交付申請の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助金の交付申請書の提出期限は、理事長が別に定める日とする。

3 補助事業者は、交付申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税

額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 理事長は、補助金の交付を決定したときは、申請した者に対して、速やかに様式第2号により交付決定通知書を交付するものとする。

2 公社は、交付決定に当たり、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 公社は、前条第3項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(計画の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第3号による事業計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、様式第4号の事業計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による事業中止(廃止)承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号による事業の遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の11月末日現在の遂行状況について、12月15日まで、又は補助金の交付決定に係る会計年度内で理事長の定める日のいずれか早い日までに様式第7号による遂行状況報告書を理事長に提出しなければならない。また、理事長は必要があると認めるときは、補助事業者に状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第8号による事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。)した日から15日以内、又は補助金の交付決定に係る会計年度内で理事長の定める日のいずれか早い日までとする。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、交付すべき額を確定し、様式第9号による補助金交付額確定通知書を補助事業者に交付するものとする。

(補助金の支払い)

第15条 補助金の支払いは、第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後に  
行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10号  
による補助金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を事業完了(当該財産の取得)後5年  
間処分してはならない。

(経営改善状況等の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年  
度終了後15日以内に当該補助事業に係る過去1年間の経営改善状況等の状況について、様  
式第11号による経営改善状況等報告書を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又  
は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若し  
くは実施権を設定した場合には、前項の規定による報告書に記載しなければならない。

(収益納付)

第18条 理事長は、前条の規定による報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年  
度の終了後、補助事業で開発したIoTシステムそのものの事業化や、知的財産権の譲渡又  
は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められ  
る場合には、当該補助事業者に対し、交付した補助金額を上限として公社に納付させること  
ができるものとする。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当  
該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会  
計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業等の公開)

第20条 理事長は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、  
その事業の情報(補助事業者名、補助事業テーマ名、補助金額等)を公開することができる  
ものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 補助対象事業及び経費

補助対象事業	
(1) 労働生産性向上、現場力向上、物流効率化、技能伝承、企業間のネットワーク連携等に関して、成果指標の設定が可能な事業であること。 (2) 補助事業期間内にＩｏＴシステムを構築し、経営上の改善効果が見込まれる事業であること。 (3) ＩｏＴシステムのノウハウについて、県内中小企業への波及効果が見込まれる事業であること。 (4) 企業連携型事業では、複数の企業間で健全な関係を持って事業が継続的に維持できること。	
補助対象経費	
経費区分	内 容
機械装置・器具購入費、ソフトウェアパッケージ購入費	システムとして構成される機械装置、センサー・ＲＦＩＤ等のＩｏＴを構成する装置・部品、通信機器類の購入、或いは自社製造費用(社内労務費を除く)、据付け、パッケージソフトウェア購入及び設定費、機器借用、保守又は修繕に要する経費。 <注意事項> システム導入目的以外の機械設備やＩＴ設備等汎用性設備は対象外とする。(例えば、事務処理用のＰＣ関連やスマートフォン、プリンタなど)
クラウド使用料等	システムとして利用するクラウドの使用料及び通信費等の使用料。クラウド使用料、機器リース、通信費、保守、その他借用等の費用は、交付決日以降に契約し、平成３０年２月２８日までに支払った費用とする。
委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費(委託契約)。 ①システム開発などの構築に必要な作業で外部に委託する費用等が対象となる。 ②委託費の上限として、原則として補助額の１／２を超えないものとする。
技術指導費	ＩｏＴシステム構築を行うに当たって、外部(専門家等)から技術指導を受ける場合に要する経費。 開発を委託する会社と同じ企業から技術指導を受ける場合には、一連のシステム開発の作業と判断し、技術指導費ではなく委託費とする。
外注費	ＩｏＴシステムを構築するのに必要な既存工作機械装置の設計、改造及び電気工事等の外注に必要な費用
その他経費	上記以外で、理事長が必要と認める経費

※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。